

平成22年3月5日

大阪市長 平松 邦夫 様
(担当：建設局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公雄

公益通報（第18-01-149号）に関する関係局の対応について

標題について、平成18年12月19日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

1 確認内容

- (1) 建設局は、「工営所管内道路維持修繕その他工事」について、次のような改善措置を行った。
- ① 1工営所あたりの年間発注件数について、従来1件であったものを平成22年度から増加し、2件とした。
 - ② 入札者の地域要件について、従来、一つの工営所管内だけで入札可能としていたものを、平成19年4月から緩和し、市内全域の案件について入札可能とした。
 - ③ 平成19年4月から、指名希望順位第1位が舗装工事の本店登録者について、申込本数の制限を撤廃した（その後平成20年6月から、受注機会の均等化のため、同時受注の件数に制限を加えている。）。
- (2) 大阪市では、請負工事について、電子入札システムの原則全件適用（平成19年8月から）や、事後審査型制限付一般競争入札の原則全件適用（平成20年4月から）により、請負工事の入札・契約制度の競争性・公平性・透明性の一層の向上などを図っている。

(参考) 勧告の内容

道路補修工事の契約発注単位を「工営所ごと、管内一円、1会計年度」とする事務手続は見直しが必要であり、工事発注単位を複数の工営所の管轄にまたがる区域に拡大して施工対象区域を広域化する、「各工区別、時期別」に分割するなどの手法で契約金額を下げる、入札にあたっての所在地要件を見直すなどの措置をとり、公正な競争を確保されたい。